

# 鳥取縣公報

## 條例

◇鳥取縣條例第三十一号

昭和二十二年七月鳥取縣條例第二十号鳥取縣稅賦課徵收條例の一部を次のように改める。

昭和二十四年四月一日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

鳥取縣稅賦課徵收條例中改正條例

別表自動車稅の項中「四月二十日より四月二十日まで」

を「第一期四月二十日より四月三十日まで」「第二期十月二十日より十月三十一日まで」に改める。

附 則

この條例は公布の日からこれを施行する。

昭和二十四年四月一日 金 曜 日  
第 千 九 百 九 十 八 号

◇鳥取縣條例第三十二号

昭和二十三年九月鳥取縣條例第五十九号鳥取縣ミシン稅賦課徵收條例の一部を次のように改正する。

昭和二十四年四月一日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

鳥取縣ミシン稅賦課徵收條例中改正條例

第四條中第三号を次のように改める。

生活保護法の規定により要保護者として認定された者の所有するミシン機

附 則

この條例は昭和二十四年四月一日からこれを施行する。

訓 令

本署ノ大キクニ 規定規格 A 5 列

鳥取縣公報 昭和二十四年四月一日 第九十八号

00183

鳥取縣訓令甲第六号

行中一般  
各解長  
各勞政事務所長

昭和二十四年一月鳥取縣訓令甲第一号(縣の勤務時間及び職員の仕事時間に関する規程)及び第一号(休息時間に関する規程)を次のように改正し公布の日からこれを施行する。

昭和二十四年四月一日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

昭和二十四年一月鳥取縣訓令甲第一号(縣の勤務時間及び職員の仕事時間に関する規程)第二條を次のように改める。

第二條 縣職員の仕事時間は午前八時十五分から午後五時までとし、午後零時十五分から午後一時まで四十五分間を休憩時間とする。但し日曜日は勤務を要しない日とする。

昭和二十四年一月鳥取縣訓令甲第三号(休息時間に関する規程)第二條中「午前十時から午前十時十五分」を「午十二時から午後零時十五分」に改める。

告示

鳥取縣告示第五十五号

國民健康保險を行う次の村に対し國民健康保險法第八條の十二の規定に基き條例の制定を認可した。

昭和二十四年四月一日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

- 一、國民健康保險を行う村 八頭郡大御門村
- 一、條例制定の認可年月日 昭和二十四年三月十二日

鳥取縣告示第五十六号

昭和二十二年閣令内務省令第一号第八條第一項の規定により東伯郡舎人村長並に議會議員の候補者につき覺書に掲げる條項に該当する者でない旨の確認を求むべき期日を次のように指定する。

00184

08100

三

鳥取縣告示第五十七号

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

昭和二十四年三月七日及び三月十六日鳥取市で施行した昭和二十三年度第二回毒物劇物管業事業管理人試験合格者は次のとおりである。

昭和二十四年四月一日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

筆記試験並びに実地試験  
漆原是治、植木信義、西村 勇  
(農業用毒物、劇物取扱のみ)  
中田定久、横山久雄、尾崎照雄、谷本 榮、松本岩雄  
片山憲三、田口歳治、山根節夫、前田春野、倉本安雄  
平尾悟、谷本正和  
筆記試験(農業用毒物 劇物取扱のみ)

一、昭和二十四年四月一日より  
鳥取縣知事 西 尾 愛 治  
同 年同月七日まで

伊藤 幸、谷口岩雄、小谷博道、渡辺 瀨田美壽

鳥取縣告示第五十八号

國民健康保險を行う次の村に対し國民健康保險法第八條の十二の規定に基き條例の制定を認可した。

昭和二十四年四月一日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

- 一、國民健康保險を行う村 氣高郡實木村
- 二、條例制定の認可年月日 昭和二十四年三月二十四日

鳥取縣告示第五十九号

物價統制令第四條の規定により「勞働帽子」の販売價格の統制額を次のように指定し昭和二十三年三月鳥取縣告示第九十六号(勞働帽子の販売價格の届出受理の件)はこれを廢止する。

昭和二十四年四月一日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

品目	規格	生産者販売 価格	卸売業者 販売価格	小売業者 販売価格
経木三平 (一、二種以下)	二寸四 子供	一四、四〇	一六、五〇	二〇、〇〇
	二寸五分同	一七、二〇	一九、八〇	二四、〇〇
	三寸二分もの	一九、〇〇	二一、八〇	二六、〇〇
	三寸五分もの	二一、三〇	二四、五〇	三〇、〇〇
	同 四 婦人	二五、五〇	二九、三〇	三五、〇〇
経木五平	二寸二分もの	一七、〇〇	一九、五〇	二三、四〇
	三寸五分もの	一九、〇〇	二一、八〇	二六、二〇
表、種	二寸四 子供	二一、〇〇	二四、〇〇	二九、〇〇
合せ、種	二寸五分同	二四、〇〇	二七、五〇	三三、〇〇
丸、種	三寸二分もの	二六、五〇	三〇、五〇	三六、五〇
	三寸五分もの	二九、五〇	三四、〇〇	四一、〇〇
	同 婦人	三五、四〇	四〇、七〇	四九、〇〇
各三平 (一、二種以下)	三寸二分もの	二九、〇〇	三三、三〇	四〇、〇〇
	三寸五分もの	三三、四〇	三七、二〇	四五、〇〇
	同 婦人	三八、八〇	四四、六〇	五三、五〇

品目	規格	生産者販売 価格	卸売業者 販売価格	小売業者 販売価格
表種五平	三寸二分もの	二四、三〇	二八、〇〇	三三、五〇
	三寸五分もの	二七、〇〇	三一、〇〇	三七、五〇
	同 婦人	三二、四〇	三七、二〇	四四、五〇
特殊製品	四寸手縮同	三一、四〇	三六、一〇	四三、四〇
合三平等品	合三平ボンネット文	四五、〇〇	五一、七五	六二、一〇
	四 寸同盟婦人	三六、二〇	四一、六〇	四九、九〇

一、四寸内は二割上りそれに五分増す毎に三割加算することが出来る。  
 二、婦人帽は鳩目及び頭紐付の価格とする。  
 三、生産者は荷造包装費として一枚に付三十銭加算することができる。  
 四、手割型入しないものは本表品目及び規格の最も近いもの、統制額の二割下げとする。  
 五、本価格は売主庭先渡価格とする。  
 六、本表の統制額は鳥取県価格査定委員会の査定を受け査定証紙を貼付したもの、額とし査定を受けないもの又は査定証紙の貼付してないものは本表統制額の七割下げとする。

◆鳥取県告示第百五十九ノ二号  
 左記学校を鳥取県会計規則第二條の規定による躰に指定する。

昭和二十四年四月一日

鳥取縣立鳥取高等学校	鳥取縣知事	西	尾	愛	治
鳥取東高等学校	同				
鳥取縣立米子東高等学校	同				
米子西高等学校	同				

